

約款 新旧対照表

『SSL サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条	<p>第1条（約款の適用）</p> <p>1. このSSL サービス約款（以下「本SSL 約款」といいます）は、SSL サーバ証明書申請代行サービスおよびSSL サーバ設定代行サービスに適用されるサービス別約款（サービス基本約款）です。</p>	<p>第1条（約款の適用）</p> <p>1. このSSL サービス約款（以下「本SSL 約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供するSSL サーバ証明書申請代行サービス（以下、「申請代行サービス」といいます）およびSSL サーバ設定代行サービス（以下、「設定代行サービス」といいます、申請代行サービスと設定代行サービスを併せて「本SSL サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。</p> <p>2. 本SSL サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本SSL 約款を遵守するものとします。</p>	<p>・ 当社の他の約款と表記を統一いたします。</p>
第4条	<p>第4条（サービス内容）</p> <p>1. SSL サーバ証明書申請代行サービス（以下、「申請代行サービス」といいます）は、認証局に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます）および第1条に定める有効期間の更新に必要な各認証局への諸手続を、当社が、SSL サーバ証明書の新規発行または発行済みSSL サーバ証明書の有効期間の更新を希望する者に代わって行うサービスです。申請代行サービスによりSSL サーバ証明書の発行申請または有効期間の更新を行うことができる認証局およびSSL サーバ証明書の品目は、当社ホームページに定めるものとします。</p> <p>2. SSL サーバ設定代行サービス（以下、「設定代行サービス」といいます、申請代行サービスと設定代行サービスを併せて「本SSL サービス」といいます）とは、申請代行サービスにより発行されたまたは利用者が申請代行サービスによりすでに発行を受けたSSL サーバ証明書を、利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。設定代行サービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。</p>	<p>第4条（サービス内容）</p> <p>1. 申請代行サービスは、認証局に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます）および第1条に定める有効期間の更新に必要な各認証局への諸手続を、当社が、SSL サーバ証明書の新規発行または発行済みSSL サーバ証明書の有効期間の更新を希望する者に代わって行うサービスです。申請代行サービスによりSSL サーバ証明書の発行申請または有効期間の更新を行うことができる認証局およびSSL サーバ証明書の品目は、当社ホームページに定めるものとします。</p> <p>2. 設定代行サービスとは、申請代行サービスにより発行されたまたは利用者が申請代行サービスによりすでに発行を受けたSSL サーバ証明書を、利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。設定代行サービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。</p> <p>3. 当社は、設定代行サービスの一部または全部を、当社の指定する事業者に再委託することができるものとします。</p>	<p>・ 第1条の変更にもない修正いたします。</p> <p>・ 設定代行サービスの再委託を可能とする規定を新設いたします。</p>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成27年2月4日から適用されたSSL サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年7月30日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成27年7月30日から適用されたSSL サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月20日より適用されます。</p>	<p>・ 本改定にもなう適用日の変更をおこないます。</p>